

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。

- ・満期保有目的の債券

- 償却原価法(定額法)によっております。

- ・その他有価証券

- 時価のあるものについて、決算日の市場価格による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部資本直入法によっております。

- 時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

(2) 運用目的の金銭の信託

- 時価法によっております。

(3) 貯蔵品

- ・評価基準…原価法によっております。

- ・評価方法…特殊品については個別法、他の貯蔵品については月総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 償却方法

- ・有形固定資産

- 建物及び構築物並びに機械装置は定率法、その他は定額法によっております。

- ・無形固定資産

- 定額法によっております。

(2) 耐用年数

- 法人税法に定める耐用年数によっております。

(会計方針の変更)

当社は従来、松浦火力発電所及び橋湾火力発電所の建物及び構築物並びに機械装置（公害防止用機械装置を除く）の減価償却の方法を定額法によっておりましたが、当事業年度よりこれを定率法に変更しております。

両火力発電所の上記設備の減価償却の方法については、運転開始時点の事業環境を踏まえ個別原価料金の算定方法との整合を図る必要があったため、他火力発電所と異なる定額法によっておりました。

平成17年4月、卸電力取引所が開設され、そこで形成される電力取引価格が明らかとなることで、卸電気料金の値下げ要請が更に強まる状況となっており、両火力発電所の減価償却の方法を決定した時点に比べて、当社卸電気料金算定に係る前提に変化が生じております。

この状況に鑑み、両火力発電所の減価償却の方法を他火力発電所と同じ定率法に変更し、火力発電事業全体を単位とする管理会計と個別発電資産に係る財務会計との減価償却方法統一による業務効率化を図ることといたしました。この減価償却の方法の変更は、投下資本の早期回収による財務体質強化にも資するものと考えております。

この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して、当事業年度における営業費用は14,255百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生した年度から2年間で定率法、また、過去勤務債務は、発生時から2年間で定額法により費用処理しております。

(3) 渴水準備引当金

渴水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により「渴水準備引当金に関する省令」(昭和40年通商産業省令第56号)に基づき計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当て処理の要件を充たしている場合には振当て処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建社債、借入金の元利金支払額、外貨建債権の一部

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

社債、借入金の元利金支払額

c ヘッジ手段

燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象

燃料購入に係る取引の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動、金利変動及び燃料購入価格

変動によるリスクを回避することを目的として実施するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較してヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

6. 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に基づき、当該資産の建設価額に算入しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。